

1 政治団体数及び収支報告書提出状況

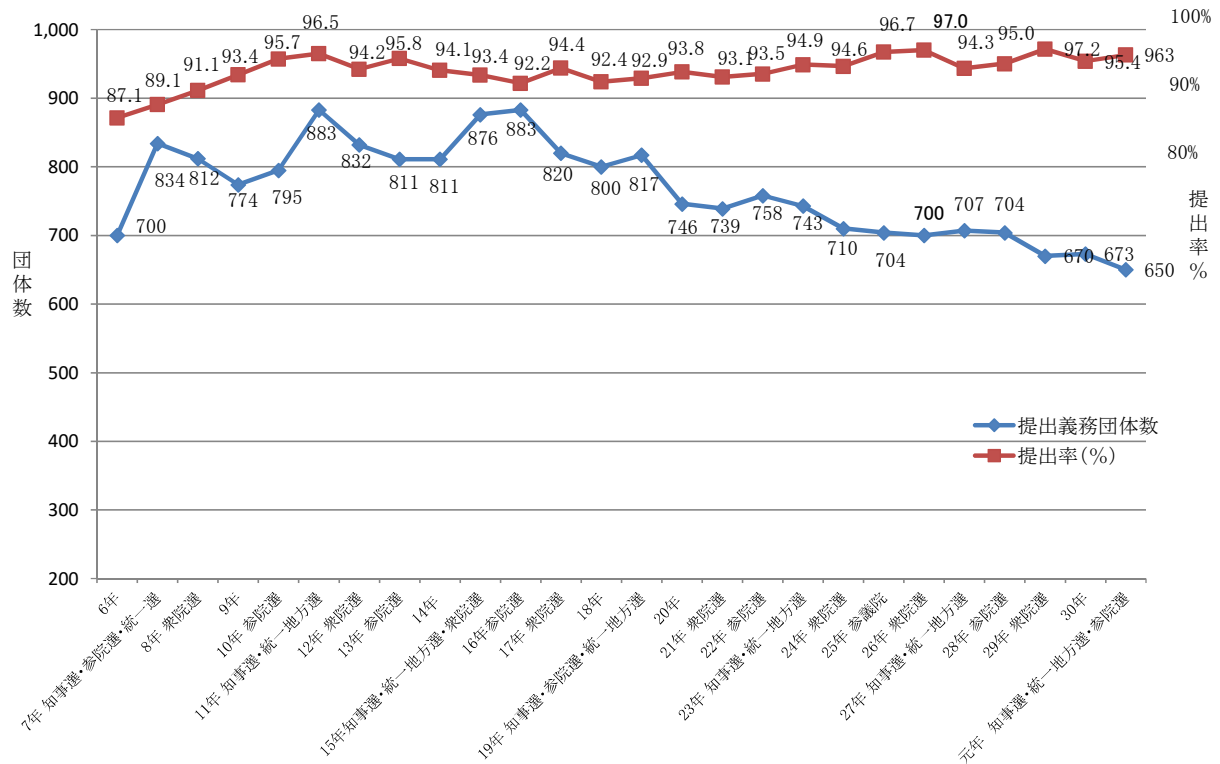
(1) 総括表

区 分	年	提出義務 団 体 数 (A)	R1-H30	提出団体数 (B)	提出率 (B) / (A)	R1-H30
政党支部	R1年	112	△ 7	112	100.0%	0.0
	H30年	119	—	119	100.0%	—
その他の政治団体	R1年	538	△ 16	514	95.5%	1.1
	H30年	554	—	523	94.4%	—
合 計	R1年	650	△ 23	626	96.3%	0.9
	H30年	673	—	642	95.4%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として令和元年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。
 (注) 「その他の政治団体」とは、政治資金規正法の政治団体のうち、政党支部以外の政治団体であり、これには国会議員関係政治団体、資金管理団体等が含まれる。

<参考>

政治団体数・提出率の推移



(2) 政党支部

区 分	年	提出義務 団体数	R1-H30	提出団体数	提出率	R1-H30
		(A)		(B)	(B) / (A)	
公明党	R1	3	0	3	100.0%	0.00
	H30	3	—	3	100.0%	—
国民民主党	R1	3	△ 1	3	100.0%	0.00
	H30	4	—	4	100.0%	—
社会民主党	R1	2	0	2	100.0%	0.00
	H30	2	—	2	100.0%	—
自由民主党	R1	98	△ 6	98	100.0%	0.00
	H30	104	—	104	100.0%	—
日本維新の会	R1	0	—	0	0.0%	—
	H30	0	—	0	100.0%	—
日本共産党	R1	4	0	4	100.0%	0.00
	H30	4	—	4	100.0%	—
立憲民主党	R1	2	0	2	100.0%	100.00
	H30	2	—	2	0.0%	—
政党支部 合計	R1	112	△ 7	112	100.0%	0.0
	H30	119	—	119	100.0%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として令和元年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	R1-H30	提出団体数	提出率	R1-H30
		(A)		(B)	(B) / (A)	
国会議員関係団体	R1年	16	△ 1	16	100.0%	0.0
	H30年	17	—	17	100.0%	—
衆議院議員関係団体	R1年	9	△ 1	9	100.0%	0.0
	H30年	10	—	10	100.0%	—
参議院議員関係団体	R1年	7	0	7	100.0%	0.0
	H30年	7	—	7	100.0%	—
知事関係団体	R1年	6	3	6	100.0%	0.0
	H30年	3	—	3	100.0%	—
県議会議員関係団体	R1年	50	0	50	100.0%	0.0
	H30年	50	—	50	100.0%	—
その他の団体	R1年	466	△ 18	442	94.8%	1.3
	H30年	484	—	453	93.6%	—
その他の政治団体 合計	R1年	538	△ 16	514	95.5%	1.1%
	H30年	554	—	523	94.4%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として令和元年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、令和元年末時点で現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。